○国土交通省令第三十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）及び道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）を実施するため、開発道路に関する占用料等徴収規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月二十七日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

開発道路に関する占用料等徴収規則の一部を改正する省令

開発道路に関する占用料等徴収規則（昭和四十二年建設省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項本文中「一・〇八を乗じて得た」を「、当該道路を占用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた」に改め、同項ただし書中「一・〇八を乗じて得た」を「、当該各年度において当該道路を占用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第三条関係）

占用物件		単位	占用料 所在地 第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地
第一種電柱		一本につき一年	一、七〇〇	一、三〇〇	五一〇	四一〇	三八〇
第二種電柱			二、六〇〇	一、一〇〇	七九〇	六五〇	五六〇
第三種電柱			三、五〇〇	一、五〇〇	一、一〇〇	八八〇	七八〇
第一種電話柱			一、五〇〇	六五〇	四六〇	三八〇	三四〇
第二種電話柱			二、四〇〇	一、〇〇〇	七三〇	六一〇	五四〇
第三種電話柱			三、四〇〇	一、四〇〇	一、〇〇〇	八三〇	七四〇
その他の柱類			一二五	六五	四六	三八	三四
共架電線その他上空に設ける線類		長さ一メートルにつき一年	二五	七	五	四	三
地下に設ける電線その他の線類			九	四	三	二	二
路上に設ける変圧器		一個につき一年	一、五〇〇	六四〇	四五〇	三七〇	三三〇
地下に設ける変圧器		占用面積一平方メートルにつき一年	九二〇	三九〇	二七〇	二三〇	二〇〇
法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	一個につき一年	三、一〇〇	一、三〇〇	九一〇	七六〇	六八〇
	郵便差出箱及び信書便差出箱		一、三〇〇	五五〇	三八〇	三一〇	二八〇
	広告塔	表示面積一平方メートルにつき一年	三五、〇〇〇	四、三〇〇	一、九〇〇	九六〇	六七〇
	その他のもの	占用面積一平方メートルにつき一年	三、一〇〇	一、三〇〇	九一〇	七六〇	六八〇
法第三十二条第一項第二号に掲げる物件	外径が〇・〇七メートル未満のもの	長さ一メートルにつき一年	六四	二七	一九	一六	一四
	外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの		九二	三九	二七	二三	二〇
	外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの		一四〇	五九	四一	三四	三〇
	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの		一八〇	七八	五五	四五	四一
	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの		二八〇	一二〇	八二	六八	六一
	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの		三七〇	一六〇	一一〇	九一	八一
	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの		六四〇	二七〇	一九〇	一六〇	一四〇